

11月は年金月間

自分の年金について確認しましょう

国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料の納め忘れがないようキチンと納めましょう。

国保年金課

☎995-1813

沼津年金事務所

☎921-2201

国民年金加入者の種類と 保険料の納め方

国民年金は、職業や収入、国籍を問わず日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。加入者は次の3つの種類に分けられます。

第1号被保険者

加入者／学生やフリーター、自営業などとその配偶者
保険料／月額15,590円を納付書や口座振替などで納付します。

第2号被保険者

加入者／会社員や公務員などの方
保険料／給料から天引きされます。

第3号被保険者

加入者／第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料／配偶者が加入している制度から負担されるため、個人で納める必要はありません。

第1号被保険者の方で 保険料の納付が困難なとき

保険料を未納のままにしていると、年金の給付を受け取ることができないことがあります。保険料の納付が経済的に難しい場合は、免除や猶予などの制度を利用しましょう。

学生納付特例制度／大学・短大・専門学校・各種学校などに在学している20歳以上の学生が対象です。

若年者納付猶予制度／20歳以上30歳未満の方が申請の対象です。

免除制度（全額免除・一部免除）／20歳以上60歳未満の方が申請の対象です。

※各制度には申請年度の前年の所得による制限があります。前年の所得がある場合でも、離職票や雇用保険受給資格者証などを添付し、失業を理由として申請することができます。申請は、申請時点の2年1カ月前の月までさかのぼってできます。

※各制度で承認された期間の保険料は、10年以内であれば後から納めること（追納）ができます。

年金額を増やすには

後納制度／過去の保険料の納め忘れがある方が、納め忘れた保険料を5年前までさかのぼって納めること（後納）ができる制度です。平成27年10月1日から3年間、特例として設けられました。

付加保険料／月額の保険料に400円上乗せして納めることができます。

国民年金保険料の 収納業務を民間委託

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れた方に対して、電話、文書、訪問などによる納付や免除などの申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

民間委託業者／日立トリプルウィン株式会社

☎0120-211-231

〈注意事項〉

日本年金機構が発行した保険料の納付書を持っていない方から、民間事業者が現金をお預かりして、領収書の発行を行うことはありません。

年金ネットで自分の年金記録を確認

11月30日（いいみらい）は、年金の日です。自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らせてはいかががでしょうか。年金の確認には「ねんきんネット」をご利用ください。

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

☎0570-058-555

受付時間／月～金曜日 9時～19時

第2土曜日 9時～17時

